

(パソコン講座・iPad講座 クーリングオフ規定)

申込者は、生協が受講申込を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより受講契約を解除することができるものとし、生協は、申込者に対し、受領済みの受講料等を速やかに返還するものとします。

2 前項の契約の解除があった場合、申込者は、生協に対し、違約金や損害賠償を支払う必要はありません。

3 第1項の契約の解除があった場合、すでに引き渡された教材や関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。

4 申込者が、不実告知による誤認または威迫による困惑によってクーリングオフをしなかったときは、改めて生協がクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。

(パソコン講座・iPad講座 中途解約規定)

申込者は、クーリングオフ規定に定める期間経過後であっても、書面の提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。

2 受講開始とは、当該講座の開始日時をさし、申込者の参加の有無には依らないものとします。

3 受講済みの受講回数とは、当該講座の開始日時を過ぎると加算され、申込者の参加の有無には依らないものとします。

4 申込者から、第1項による中途解約がなされた場合、生協は、申込書に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

(1) 受講開始前である場合

受領済みの受講料—上限5,000円までの初期費用

(2) 受講開始後である場合

受領済みの受講料—{(受講料×受講済みの受講回数÷総受講回数) + 教材費用 + 下記の解約手数料}

<解約手数料>

1 万円または、{(受講料×受講済みの受講回数÷総受講回数) × 20%}のいずれか低い額とします。

2 第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、申込者は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

3 第2項の解約の申出先は生協が指定する窓口となります。

4 第2項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の代金を既に受領している代金がある場合は、申込者に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。

5 生協の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

6 生協は、申込者に対し、本規定による返還金のある場合は、生協の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。